



## (2) 相続戦略について

公認会計士 長谷川佐喜男

前回(1)では、相続税の今後考えられる改正点についてお話ししました。今回は相続戦略についてお話致します。相続が発生する前に、ご自分が相続税の負担者であることが判明している場合は、相続戦略を練っておく必要があります。戦略を立てる目的は、①揉めることなく、②金銭的な負担感がなく、③納税後も幸せに暮らせることにあります。

### 1. 時系列による相続戦略

#### ① 相続発生前

相続発生 of 3年以内に贈与があっても、相続財産に持ち戻しされます。

#### ② 相続発生時 (相続発生後から申告期限10ヶ月まで)

3ヶ月以内に相続放棄か限定承継を選ぶことができます。

#### ③ 相続発生後 (申告期限から3年)

未分割の財産については、「配偶者に対する税額軽減」や「小規模宅地等の課税価格の特例」が適用できないが、申告期限3年以内に遺産分割が確定した場合には、その確定の時点で適用を受けることができます。

### 2. テーマ別相続戦略

#### ① 節税対策：いかに合理的に税金を下げるかを目的にしています。

代表的なものに、土地の有効利用などを実行して評価を下げる方法があります。親族に贈与するか、家屋の修繕や改築で事前に財産を減らす方法も考えられます。

#### ② 分割対策：いかに揉めないように分割するかがポイントです。

分割の仕方 with 税額が変わるので、専門家と相談しながら税額の有利な分割を行う。親族で揉めないようにするためには、遺言書を生前に作成しておくことが有効です。

#### ③ 納税対策：いかに負担感が少なく、税金を払うかが問題です。

相続税納付の原則は、一括現金納付です。死亡保険金や換金可能な土地や株式の売却金で充当するのがよくあるケースです。金銭で一括納付が困難な場合には、分割で支払う延納があります。金銭の一括納付や延納が困難な場合には、条件が揃えば物納もできます。

### 3. 財産別相続戦略

ご自分の財産を用途・リスク・換金性を考慮した上で、分散させておく必要があります。

『財産四分法』として、現預金・不動産・その他の財産・借金(負の財産)をうまく活用することが大切です。

今後の財政難を考慮致しますと、相続税も必ず増税時代がやって来ると思います。上記の戦略を専門家と相談しながら進めておく必要がありますが、ご自身も相続税の基礎知識に興味を持って、自分の財産をいかに守るかを考えることが大切だと思います。